

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関を、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（以下「登録省令」という。）第22条の2規定に基づき登録教習機関登録事項変更届出書が提出されたので、登録省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

- 1 登録教習機関の名称  
一般社団法人労働安全研修センター
- 2 事務所の所在地  
(変更前)  
石川県金沢市彦三町1-2-1アソルティ金沢彦三1F  
(変更後)  
石川県金沢市此花町5番6号ライフ金沢第1ビル601A
- 3 変更年月日 令和8年4月22日

令和8年5月12日

富山労働局長

